

## JNATIP 内閣府および関係省庁との意見交換会 (2013年11月27日) @内閣府

【出席者】内閣側：千野参事官、淡路参事官補佐ほか、内閣府、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省、農林水産省より計18名

IOM：須藤

JNATIP 側：大津・吉田 (JNATIP)、鳥井 (移住連)、武藤 (サーラー)、原・小松 (IMADR)、藤原・K (ポラリス)、山岡 (NFSJ) 計9名 敬称略

### 【テーマ】性的人身売買被害者の認定および支援策について／技能実習生問題解決策について》

- 【配布資料】・ ポラリスに寄せられた相談事例のうち人身取引に当たる可能性のある事例16例のリスト
- ・ それらの事例の分析および提案
  - ・ ポラリスプロジェクトが取り上げられた新聞記事 (以上3点、藤原)
  - ・ 『人身取引被害者支援のためのIOMハンドブック』本体および、そのうち被害者認定作業要件審査を記した該当ページのコピー (須藤)
  - ・ 人身取引被害者認定作業チェックリストの例 (山岡)
  - ・ 技能実習制度について、保証金・強制帰国の防止に関する提案 (鳥井・吉田)

### 【議論の概要】

#### 《1 性的人身売買被害者の認定および支援策について》

まず藤原氏が、ポラリスプロジェクトがこれまでに関与した事例の傾向を説明した。

「対応した職員が人身取引と認識していないケース、潜在的被害者が警察などの介入を望んでいないケース、途中で連絡が途切れてしまったケース、搾取が明らかであったが認定されなかったケース、比較的早い段階で本人がSOSを出し警察も介入したので人身取引と認定されたケース、外国で搾取を受けさらにそこから日本へ来ているケースなど。以上から見えてくるのは、

- ①性産業従事者は社会的烙印を押されており、命の危険が生じるまでSOSが出せない。
- ②ホストクラブで借金を作った女性や、出稼ぎの外国人労働者に対しては社会の偏見がある。
- ③後日DVや性犯罪に巻き込まれたり本人が加害者に転じたり、と支援が被害者にとってメリットのないものになっている。

そこで3つ提案したい。

- ①被害者に接する警察、入管、婦人保護施設などで、具体的な事例を使った研修を徹底してほしい。
- ②潜在的被害が発見されたとき、私服警官がNGOと一緒にアウトリーチをやってほしい。
- ③本人にとってメリットのある認定を。また話す前にまずゆっくり休めるような保護体制が欲しい。」

①研修について、警察庁、入管、厚労省 (婦人相談所) では一定の研修を行っているとのことだったが、毎年全員というわけではなく、NGO側から見ると、現場で担当官に人身取引について一から説明しなければならぬことも多いため、もっと具体的かつ徹底的な研修の必要があることを再度強調した。

②NGO と警察との共同アウトリーチについては、事件性が無い場合は難しいかもしれないが、各警察の生活安全課で対応が可能だという見解が得られた。加害者側が懇意の警察官を呼んでおり加害者に有利に事が運ぶ場合もあるという移住連鳥井さんからの指摘もなされ、深刻さが伝わったと思う。

③被害者保護について、「婦人相談所に照会すると警察に行くように言われるのだが」という JNATIP 側の疑問に対し、厚労省側は、被害者の安全確保のための誘導だとのこと。緊急性が無い場合は、婦人相談所で話を聴くよう指導してもらうことになった。

#### 《2 被害者認定作業のツールについて》

IOM の須藤さんが、IOM が 15,000 人の被害者支援に携わった経験をもとに 2007 年に発行した『人身取引被害者支援のための IOM ハンドブック』について説明し、この中の「人身取引被害者スクリーニング用調査票」(要

件審査面接書式)を、ぜひ活用してほしいと訴えた。

また NFSJ 山岡が、UNODC がウェブ上で公開している「人身取引撲滅のためのツールキット」に収録されている、フィリピン越境犯罪センター、国際反奴隷制協会、米国保健福祉省、国際警察署長協会による4つの認定審査チェックリスト(NFSJが翻訳)を紹介し、現在警察や入管で使っているというチェックリスト(非公開)と比較し、漏れた項目が無いかわかりやすくチェックして活用してほしいと訴えた。

### 《3 技能実習生問題》

前回提出した3ケースのうち1ケースについて、入管が保証金支払いの有無を確認しにいったところ、支払っていないことが判明したとの報告。しかし実際には、保証金を取り返したので不問にしたという指摘が鳥井さんからなされた。

吉田さんが配布資料に基づき、JNATIP 側からの提案を説明した。

「保証金については、保証金徴収の事実が認められた場合、その機関からの受け入れ禁止が現行3年間となっているが、これをたとえば「5年間」に厳しくしたり、機関名を公表したり、罰則を設けるなどしたらどうか。また強制帰国については、実習生が在留期間内で出国しようとする場合に、強制の要素が無かったかどうか、別室で事情聴取できないか。保証金徴収の事実を確認したら上記の対応を取り、本人が希望する場合は別の機関での受け入れを斡旋する、ということはどうか。」

本件については時間切れとなったので、次回に持ち越すことになった。

### 【まとめ・所感】

- (1) 警察、入管、婦人保護施設職員の現場レベルでの認識不足が JNATIP 側から指摘されたが、それぞれの省庁が合意に基づいた研修を行っている事実と比較して、十分と思えるレベルについて互いの意識に隔たりがあると感じた。今日藤原氏が具体的に出した事例やエピソードをもとに、研修の不十分さが伝わったと思う。今後、関係省庁がこの点についてどう改善していくのかを、JNATIP 側もしっかり問うていく必要があるし、民間側からも研修内容について提案していく必要がありそうだと感じた。
- (2) 婦人相談所での最初の保護と、警察と NGO 共同でのアウトリーチの必要性も、今日の話し合いでかなり伝わったと思う。特にアウトリーチについてはどのように具体化していくのか、今後ますます具体的な話し合いと実践の積み重ねが必要だと思う。
- (3) 認定審査チェックリスト(の翻訳)を2団体から提示し活用を要請したことで、関係省庁側も、自分たちのチェックリストを見直す必要に迫られたと思いたい。せっかく参考のために提出したので、これらを活用しているかどうか、今後もチェックしていきたい。
- (4) 技能実習生のケースへの対応については、入管と鳥井氏の間で多少認識の食い違いがあったが、このことによって凶らずも、NGO 側と警察側がバラバラに対応してはうまくいかないことが示されたのではないかと。互いに信頼し協力していけるように、入管側の意識も変わってほしいと思う。
- (5) 保証金・強制帰国防止に関する提案については、時間切れを理由に次回へ持ち越された。いずれにしても資料提出が直前であり、関係省庁であらかじめ検討する時間が無かったと思われるので、次回への「宿題」になって結果的にはよかったと思う。
- (6) 今回は IOM の出席もあり、JNATIP 側も多様な立場からの発言ができたことが良かったと思う。被害者の利益を一番に考えるという大事な姿勢も示せたのではないかと。ここ数ヶ月、政府側との関係を継続して積み上げてきているのでこれを大事にして、次回以降は内閣府側の要請のとおり、日程に余裕をもった資料の提出を心がけたい。また上記のとおり、今日の JNATIP 側の発言をそれで終わりにせず、政府側に課した宿題にきちんと対応してもらおうよう、働きかけていかななくてはならないと思う。

以上(文責:NFSJ 山岡)